



宮 崎 県 公 報

平成31年3月28日(木曜日) 第 3084 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

| | |
|---|---|
| ○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1 | 頁 |
| ○地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する 主要な職員を定める規則及び地方公営企業法 第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する 規則の一部を改正する規則…………… (“) 2 | |
| ○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 2 | |
| ○宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を | |

| | |
|--|--|
| 改正する規則…………… (医療業務課) 3 | |
| ○宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規 則…………… (“) 5 | |
| ○宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則の 一部を改正する規則…………… (環境森林課) 22 | |
| ○みやざき林業大学校長長期課程研修受講料の徴収 に関する規則…………… (森林経営課) 22 | |
| ○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規 則…………… (水産政策課) 23 | |
| ○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する 規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 45 | |

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------------|---------|--------------------|--|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 出先機関 の長 | 委 任 事 務 | 出先機関 の長 | 委 任 事 務 |
| [略] | | [略] | |
| 林業技術 センター 所長 | 1・2 [略] | 林業技術 センター 所長 | 1・2 [略] 3 <u>みやざき林業大学校長長期課程研修受講料の徴収に関する規則(平成31年宮崎県規則第20号)による次の事務</u> (1) <u>第3条第1項の規定による受講料の免除(同項第1号の場合に限る。)</u> に関すること。 (2) <u>第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u> (3) <u>第5条第1項の規定による受講料の徴収猶予に関すること。</u> (4) <u>第6条第1項の規定による受講料の還付に関すること。</u> (5) <u>第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u> (6) <u>第7条の規定による届出の受理に関すること。</u> (7) <u>第8条の規定による受講料の免除の取消し((1)に規定する免除に係るものに限る。</u> |

| | |
|-----|-----------|
| |) に関すること。 |
| [略] | [略] |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第15号

地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則及び地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(平成18年宮崎県規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備対策監及び副参事</u> イ [略] | 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書に規定する主要な職員は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げる職にある者 ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備推進室長及び副参事</u> イ [略] |

(地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職の範囲に関する規則(平成18年宮崎県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備対策監、副参事及び課長補佐</u> イ [略] | 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の知事が定める職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 病院局組織規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの ア 本庁の医監、次長、参事、課長、 <u>県立病院整備推進室長、副参事及び課長補佐</u> イ [略] |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (出納員への委任) 第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。 (1)~(5) [略] (5)の2 <u>宮崎県税・総務事務所の管理課長である出納員</u> 宮崎 | (出納員への委任) 第5条 会計管理者は、次の各号に掲げる出納員に対して当該各号に掲げる会計事務を委任する。 (1)~(5) [略] (5)の2 <u>宮崎県税・総務事務所の管理課長である出納員</u> 宮崎 |

県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税に係る徴収金の受入れ、収入証紙の出納及び保管、始動票札の出納及び保管並びに始動票札の売渡代金の収納及び還付に関すること。

(5)の3～(7) [略]

(かい長の異動による事務引継)

第 187条 [略]

2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合においては、前任者において帳簿、証拠書類その他の書類の目録及び収入計算書(県税・総務事務所に限る。) おのおの2通を作成し、前任者及び後任者が署名押印しなければならない。

3 第1項の事務引継が完了したときは、事務引継の当事者は、引継ぎが終了した旨を記載し、前任者及び後任者が署名押印した書類に前項の書類のそれぞれ1通を添えて知事に報告しなければならない。

4 [略]

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合における引継ぎについて準用する。

(出納員及び金銭分任出納員の異動による事務引継)

第 188条 出納員又は金銭分任出納員に異動があったときの事務引継及び事務引継の報告については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「そのかいの上席職員」とあるのは、本庁会計課又は警察本部の出納員にあっては「上席の出納員又は会計職員」と、かいの出納員にあっては「かい長の指定する会計職員」と、金銭分任出納員にあっては「所属の出納員」と、同条第3項中「知事」とあるのは、かいの出納員にあっては「かい長を経て会計管理者」と、金銭分任出納員にあっては「所属の出納員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合、出納員にあっては、引継ぎをする者において前条第2項に規定するもののほか、現金及び有価証券引継計算書を作成し、金銭分任出納員にあっては、帳簿に引継ぎの日の最終記帳の次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれ引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が署名し押印しなければならない。

別表第2(第4条関係) かいに置く出納員

| 出先機関名 | 職名 |
|----------|--------|
| [略] | |
| 林業技術センター | 管理研修課長 |
| [略] | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5号の2の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

県税・総務事務所に属する第4号アからキまでに掲げる事務並びに県税に係る徴収金の収納、地方法人特別税に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙の出納及び保管に関すること。

(5)の3～(7) [略]

(かい長の異動による事務引継)

第 187条 [略]

2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合においては、前任者において帳簿、証拠書類その他の書類の目録及び収入計算書(県税・総務事務所に限る。)を作成し、前任者及び後任者が記名押印しなければならない。

3 [略]

4 第2項の規定は、前項の場合における引継ぎについて準用する。

(出納員及び金銭分任出納員の異動による事務引継)

第 188条 出納員又は金銭分任出納員に異動があったときの事務引継については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「そのかいの上席職員」とあるのは、本庁会計課又は警察本部の出納員にあっては「上席の出納員又は会計職員」と、かいの出納員にあっては「かい長の指定する会計職員」と、金銭分任出納員にあっては「所属の出納員」と、「当該上席職員」とあるのは、本庁会計課又は警察本部の出納員にあっては「当該出納員又は会計職員」と、かいの出納員にあっては「当該会計職員」と、金銭分任出納員にあっては「当該出納員」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により事務を引き継ぐ場合、出納員にあっては、引継ぎをする者において前条第2項に規定するもののほか、現金及び有価証券引継計算書おのおの2通を作成し、金銭分任出納員にあっては、帳簿に引継ぎの日の最終記帳の次に合計高及び引継年月日を記載し、それぞれ引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者が記名押印しなければならない。

3 第1項の事務引継が完了したときは、事務引継の当事者は、引継ぎが終了した旨を記載し、前任者及び後任者が記名押印した書類に前項の書類のそれぞれ1通を添えて、かいの出納員にあってはかい長を経て会計管理者に、金銭分任出納員にあっては所属の出納員に報告しなければならない。

別表第2(第4条関係) かいに置く出納員

| 出先機関名 | 職名 |
|----------|--------------|
| [略] | |
| 林業技術センター | 管理・林業大学校研修課長 |
| [略] | |

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年宮崎県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>（指定医療機関）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の<u>公的医療機関等</u>のうち規則で定めるものは、次に掲げる<u>公的医療機関等</u>とする。<u>ただし、第2号及び第3号に規定する公的医療機関については、修学資金の貸与を受けた者が、当該各号に掲げる診療科等の業務に従事する場合に限る。</u></p> <p>（1） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する公的医療機関のうち市町村が開設し、及び運営するもの</p> <p>（2） <u>小児科、麻酔科、産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）若しくは救急科を標ぼうする公的医療機関又は総合診療（患者を総合的に診断し、必要に応じ、治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介することをいう。）を行う公的医療機関</u></p> <p>（3） <u>内科又は外科を標ぼうする公的医療機関（宮崎市に所在するものを除く。）</u></p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（必要勤務期間の短縮の要件等）</p> <p>第18条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、<u>第2条第1号から第3号までに掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関（次項において「特定指定医療機関」という。）</u>で業務に従事することとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>私は、宮崎県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、同条例に規定する必要勤務期間及び指定医療機関における業務に従事することを誓約します。</p> <p>[略]</p> | <p>（指定医療機関）</p> <p>第2条 条例第2条第2号の病院又は診療所等のうち規則で定めるものは、次に掲げる病院又は診療所等とする。</p> <p>（1） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する公的医療機関（<u>医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関をいう。以下同じ。</u>）のうち市町村が開設し、及び運営するもの</p> <p>（2） <u>前号以外の公的医療機関</u></p> <p>（3） <u>前2号に掲げるもののほか、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第1号に規定する一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき、県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムを形成する県内の基幹施設及び連携施設</u></p> <p>（4）・（5） [略]</p> <p>（必要勤務期間の短縮の要件等）</p> <p>第18条 条例第9条第2項の規則で定める要件は、<u>第2条第1号に掲げる指定医療機関のうち、医師不足の状況を踏まえ知事が特に定める医療機関（次項において「特定指定医療機関」という。）</u>で業務に従事することとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>私は、宮崎県医師修学資金貸与条例に基づき修学資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、<u>同条例第2条第3号のキャリア形成プログラムの適用を受け、同条例に規定する必要勤務期間及び指定医療機関における業務に従事することを誓約します。</u></p> <p>[略]</p> |

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に宮崎県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成31年宮崎県条例第9号。以下「改正条例」という。）による改正前の宮崎県医師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による修学資金の貸与を受けた者のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間においてこの規則による改正後の宮崎県医師修学資金貸与条例施行規則第2条に規定する指定医療機関において業務に従事した者の業務に従事した期間は、改正条例による改正前の条例第2条第2号に規定する指定医療機関において業務に従事した期間とみなす。

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例（平成31年宮崎県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門研修)

第2条 条例第1条の規則で定める研修は、次のとおりとする。

(1) 医療法第6条の5第3項及び第6条の7第3項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師の専門性に関する認定を受けるための研修

(2) 医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第19条の2第1号に規定する一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラム（特定診療科に係るものに限る。）

(3) 前2号に掲げる研修に準ずるものとして知事が適当と認める研修

(特定診療科)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める診療科は、次に掲げる診療科とする。

(1) 小児科

(2) 産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。以下同じ。）

(3) 総合診療（患者を総合的に診断し、必要に応じ治療を行い、又は当該患者の疾患の状態に応じた適切な診療科若しくは医療機関を紹介することをいう。）を行う診療科

(指定医療機関)

第4条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、宮崎市、国富町及び綾町を除く市町村に所在する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）（産科にあっては、分娩施設を有するものに限る。以下同じ。）のうち、次に掲げる病院又は診療所の特定診療科とする。

(1) 公的医療機関（医療法第31条に規定する公的医療機関をいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づき県内の基幹施設が作成し機構の認定を受けた専門研修プログラムを形成する県内の基幹施設及び連携施設

(3) その他知事が適当と認める病院又は診療所

(業務従事期間)

第5条 条例第2条第5号の業務従事期間は、指定医療機関において医師の業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の属する月までの月数によるものとする。この場合において、当該期間中に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を控除して計算するものとする。

(条例第3条第1号の規則で定める者)

第6条 条例第3条第1号の規則で定める者は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学を卒業した者とする。

(貸与の額)

第7条 条例第4条第1項の規則で定める額は、月額15万円とする。

(貸与の申請)

第8条 研修資金の貸与を受けようとする者は、研修資金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項の医師免許証の写し

(2) 医師法第16条の4第2項の臨床研修修了登録証の写し

(3) 専門研修を受けている基幹施設の開設者又は専門研修プログラム統括責任者の推薦調書（別記様式第2号）

(4) その他知事が必要と認める書類

(保証人)

第9条 条例第5条第1項の保証人（以下「保証人」という。）は、独立の生計を営み、研修資金の返還の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 研修資金の貸与を受けた者は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸与の決定)

第10条 知事は、第8条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の貸与の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第11条 研修資金の貸与の決定を受けた者は、知事が定める日までに研修資金借用証書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(研修資金の交付)

第12条 研修資金は、毎月交付するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(変更事項等の届出)

第13条 研修資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書(別記様式第5号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 専門研修を受ける病院又は診療所に変更があったとき。
- (3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

2 研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、変更事項等届出書にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 指定医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき又は業務に従事している病院若しくは診療所を変更したとき。
- (3) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

(貸与の停止の申出等)

第14条 研修資金の貸与を受けている者は、専門研修を休止したとき又は条例第6条第2項第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当するときは、研修資金貸与停止等申出書(別記様式第6号)にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。この場合において、貸与を受けている者が提出することができないときは、その者の保証人が提出しなければならない。

2 研修資金の貸与を受けている者は、研修資金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、研修資金貸与辞退申出書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3 研修資金の貸与を受けている者は、条例第6条第2項の規定により研修資金の貸与を行わないことになった場合において、既に当該貸与を行わないことになった期間に係る研修資金を受領しているときは、当該研修資金を知事が定める日までに一括して返還しなければならない。

(貸与の再開)

第15条 前条第1項の規定により専門研修を休止したことにより研修資金の貸与を停止している者が専門研修を再開し、研修資金の貸与を受けようとするときは、専門研修再開届出書(別記様式第8号)を当該事実が発生した日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(業務の従事の届出)

第16条 研修資金の貸与を受けている者は、指定医療機関において医師の業務に従事しようとするときは、当該業務に従事しようとする日の1月前までに指定医療機関勤務届出書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(返還の申出)

第17条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第7条第1項各号のいずれかに該当するときは、研修資金返還申出書(別記様式第10号)を当該各号に掲げる事由が生じた日から10日以内に知事に提出しなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第18条 条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けようとする者は、研修資金返還猶予申請書(別記様式第11号)に当該猶予を受けようとする理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の猶予の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の免除の申請等)

第19条 条例第9条又は第10条の規定による研修資金の返還の免除を受けようとする者は、研修資金返還免除申請書(別記様式第12号)に業務従事証明書(別記様式第13号)及び返還免除を申請する理由を証する書類(業務従事期間の満了による場合を除く。)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、研修資金の返還の免除の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(業務従事の中断の申出)

第20条 研修資金の貸与を受けた者は、条例第9条第1号に規定する育児休業、介護休業その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間(以下この条において「業務従事中断期間」という。)が生じる場合には、速やかに、業務に従事することができない理由を証する書類を添えて、業務従事中断申出書(別記様式第14号)を知事に提出しなければならない。業務従事中断期間を変更する場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、業務従事中断期間に該当するか否かを審査し、当該申出をした者に対し、これを通知するものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例施行規則及び宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則の廃止)

2 宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例施行規則(平成20年宮崎県規則第45号)及び宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則(平成30年宮崎県規則第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例施行規則又は宮崎県産科専門医研修資金貸与条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 第4条に規定する指定医療機関に該当するものの範囲については、施行日以後に条例の規定に基づき新たに研修資金の貸与を受けた者に係る研修資金の貸与及び返還について適用し、同日前から引き続き条例附則第3項の規定により条例の規定に基づいて研修資金を貸与されたものとみなされる条例附則第2項の規定による廃止前の宮崎県小児科専門医研修資金貸与条例(平成20年宮崎県条例第25号)又は宮崎県産科専門医研修資金貸与条例(平成30年宮崎県条例第14号)の規定に基づく研修資金(以下これらを「廃止前の貸与条例に基づく研修資金」という。)の貸与を受けている者及び同日前に廃止前の貸与条例に基づく研修資金の貸与を受けていた者に係る研修資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

別記
様式第 1 号 (第 8 条関係)

研修資金貸与申請書

宮崎県知事 殿 年 月 日

申請者氏名 ㊟

研修資金の貸与を受けたいので、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | | | | |
|---|----------|---------------------------|------|--------|--|
| 申請者 | ふりがな | | 性別 | 勤務先の名称 | |
| | 氏名 | | 男・女 | | |
| | 生年月日及び年齢 | 年 月 日生 (満 歳) | | | |
| | 住所 | 〒 | | | |
| | 連絡先の電話番号 | () ー | | | |
| 医師修学資金貸与 | | 1 有 (年 月から 年 月まで) 2 無 | | | |
| 専門研修領域 | | | | | |
| 専門研修 実施計画 | 病院又は診療所名 | | 研修期間 | 備考 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 貸与申請期間 | | 年 月から 年 月まで | | | |
| 保証人 | ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 氏名 | | 及び年齢 | (満 歳) | |
| | 住所 | 〒 | | 申請者と | |
| | 電話番号 | () ー | | | |
| | 職業 | | 年収 | 税込 円 | |
| 申請者が宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例に基づき研修資金の貸与を受けるときは、保証人は、同条例に従い、本人と連帯して研修資金の返還の債務を負担します。 | | | | | |

関係書類

- 1 医師免許証の写し
- 2 臨床研修修了登録証の写し
- 3 専門研修を受けている基幹施設の開設者又は専門研修プログラム統括責任者の推薦調書 (別記様式第 2 号)
- 4 その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 8 条関係)

推 薦 調 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所 在 地
名 称
開設者又は
専門研修プログラム統括責任者氏名 ⑩

下記の者は、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例第 1 条に規定する専門研修を受けており、研修資金の貸与を受ける者として適当と認められるので、推薦します。

記

| | |
|---------|--|
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | |
| 専門研修領域 | |
| 意 見 | |

様式第 3 号 (第 9 条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊦

保証人を変更したいので、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認を申請します。

なお、変更が承認されたときは、新保証人は、本人と連帯して宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例に基づく研修資金の返還の債務を負担します。

| | | | | |
|------------------|------|-------|------|-------------|
| 新 保 証 人 | ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | ㊦ | 及び年齢 | (満 歳) |
| | 住所 | 〒 | | 申請者と の関係 |
| | 電話番号 | () ー | | |
| | 職業 | | 年 収 | 税込 円 |
| 旧 保 証 人 | ふりがな | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | ㊦ | 及び年齢 | (満 歳) |
| | 住所 | 〒 | | |
| | 電話番号 | () ー | | |
| 変更の事由 | | | | |
| 変更年月日 | | 年 月 日 | | |

様式第 4 号 (第11条関係)

研修資金借用証書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

本人 住所

氏名 ㊟

保証人 住所

氏名 ㊟

収入印紙
貼付欄

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例に基づき研修資金を次のとおり借用します。
なお、保証人は、同条例に従い、貸与を受ける本人と連帯して研修資金の返還の債務を負担します。

| | | |
|------------|-----|-------------|
| 借 用 金 額 | 金 円 | |
| 内 訳 | | |
| 月 額 15 万 円 | 期間 | 年 月から 年 月まで |
| | 月数 | 月 |
| | 金額 | 金 円 |

様式第 5 号 (第 13 条関係)

変更事項等届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名 ㊟

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第 13 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

| | |
|------------|-------|
| 届 出 事 項 | |
| 届出事項の発生年月日 | 年 月 日 |
| 届 出 内 容 | |

添付書類 「届出内容」の事実を証する書類

様式第 6 号 (第14条関係)

研修資金貸与停止等申出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

| | | |
|--------------|-----------------------|--------------------|
| 貸与を受けている者の住所 | | |
| 貸与を受けている者の氏名 | | |
| 申 出 内 容 | 1 専門研修を休止した。 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 2 専門研修を中止した。 | 年 月 日 |
| | 3 本人が死亡した。 | 年 月 日 |
| | 4 その他 (内容を記載すること。) | 年 月 日 |

(注) 「申出内容」の欄は、該当する番号に○印を付け、期日を記入すること。

添付書類 「申出内容」の事実を証する書類

様式第 7 号 (第14条関係)

研修資金貸与辞退申出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

研修資金の貸与を辞退したいので、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

| | |
|--------------|--------|
| 貸与を受けている者の住所 | |
| 貸与を受けている者の氏名 | |
| 貸与を辞退する月 | 年 月分から |
| 辞 退 の 理 由 | |

様式第 8 号 (第 15 条関係)

専門研修再開届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名 ㊦

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第 15 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------|-------|
| 専 門 研 修 領 域 | |
| 病院又は診療所名 | |
| 研 修 再 開 日 | 年 月 日 |

上記のとおり宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例第 1 条に定める専門研修を再開したことを証明します。

年 月 日

所 在 地
名 称開設者又は
専門研修プログラム統括責任者氏名

㊦

様式第 9 号 (第 16 条関係)

指定医療機関勤務届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

届出者 住所

氏名 ⑩

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第 16 条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|--------------|-----------------|
| 専 門 研 修 領 域 | |
| 業 務 従 事 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 従事する病院又は診療所名 | |

様式第10号 (第17条関係)

研修資金返還申出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊟

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例第7条第1項の規定により、研修資金を返還しますので、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

| | |
|------------|-------------|
| 貸与を受けた者の住所 | |
| 貸与を受けた者の氏名 | |
| 貸 与 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 貸 与 総 額 | 金 円 |
| 返還免除となった額 | 金 円 |
| 返 還 の 総 額 | 金 円 |
| 返 還 理 由 | |

様式第11号 (第18条関係)

研修資金返還猶予申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊟

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例第8条の規定による研修資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | |
|--|-------------|
| 貸与を受けた者の住所 | |
| 貸与を受けた者の氏名 | |
| 貸 与 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 貸 与 総 額 | 金 円 |
| 貸与総額のうち 返還未済額 ※返還免除を受けた額がある場合は、その額を除く。 | 金 円 |
| 返還未済額のうち 猶予を受けようとする額 | 金 円 |
| 猶 予 希 望 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 猶予を受けようとする理由 | |

添付書類 「猶予を受けようとする理由」及び「猶予希望期間」の欄に記載の内容を証する書類

様式第12号 (第19条関係)

研修資金返還免除申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

貸与決定番号 第 号

申請者 住所

氏名 ㊦

宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例第9条(第10条第1項、第2項)の規定による研修資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 貸与を受けた者の住所 | |
| 貸与を受けた者の氏名 | |
| 貸 与 期 間 | 年 月から 年 月まで |
| 貸 与 総 額 | 金 円 |
| 貸与総額のうち 返 還 未 済 額 | 金 円 |
| 返 還 未 済 額 の うち 免除を受けようとする額 | 金 円 |
| 返還免除を申請する理由 | 1 業務従事期間の満了 2 その他 <理由> |

(注) 該当しない事項の欄には、「該当なし」と記入すること。

添付書類

- 1 業務従事証明書(別記様式第13号)
- 2 「返還免除を申請する理由(その他)」に記載した内容を証する書類

様式第13号 (第19条関係)

業務従事証明書

年 月 日

所在地

医療機関の名称

開設者又は管理者

㊦

次の者は、当医療機関において業務に従事していたことを証明します。

| | |
|--|---|
| 貸与を受けた者の 住 所 | |
| 貸与を受けた者の 氏 名 | |
| 貸与を受けた者の 生年月日 | 年 月 日 |
| 従事期間及び月数 | 年 月 日から 年 月 日まで(か月) |
| 従事期間中に休職 又は停職があった ときはその期間、 月数及びその理由 | <p>年 月 日から 年 月 日まで(か月)</p> <p><理由></p> |

様式第14号 (第20条関係)

業務従事中断申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

貸与決定番号 第 号

申出者 住所

氏名 ㊦

下記のとおり、業務従事を中断しますので、宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例施行規則第20条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し出ます。

記

| | |
|------------------|-----------------|
| 勤務先医療機関名 | |
| 業務に従事することができない理由 | |
| 業務に従事することができない期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |

(注) 業務に従事することができない期間に変更が生じる場合には、必ず改めて申し出ること。
この場合において、「業務に従事することができない期間」には、変更後の業務に従事することができない全期間を記載すること。

添付書類 「業務に従事することができない理由」に記載した内容を証する書類

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | | | 改正後 | | | | | | |
|--|-----|----|-----|-----|----|----|--------------------------------------|-----|----|-----|-----|----|----|
| 様式第2号（第4条、5条関係） [略] 平成 年 月 日 ※No. [略] | | | | | | | 様式第2号（第4条、5条関係） [略] 年 月 日 ※No. | | | | | | |
| 様式第8号（第17条関係） [略] | | | | | | | 様式第8号（第17条関係） [略] | | | | | | |
| 1 [略] | | | | | | | 1 [略] | | | | | | |
| 2 事業実績 | | | | | | | 2 事業実績 | | | | | | |
| (1)～(4) [略] | | | | | | | (1)～(4) [略] | | | | | | |
| (5) 利用状況 | | | | | | | (5) 利用状況 | | | | | | |
| ア [略] | | | | | | | ア [略] | | | | | | |
| イ ひなもりオートキャンプ場利用料金実績 | | | | | | | イ ひなもりオートキャンプ場利用料金実績 | | | | | | |
| 単位：千円 | | | | | | | 単位：千円 | | | | | | |
| 区 分 | 区画数 | 単価 | 見積額 | 収入額 | 増減 | 備考 | 区 分 | 区画数 | 単価 | 見積額 | 収入額 | 増減 | 備考 |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| 乾燥機 | | | | | | | 乾燥機 | | | | | | |
| ガス自動販売機 | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| テント | | | | | | | テント | | | | | | |
| タープ | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |
| [略] | | | | | | | [略] | | | | | | |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別記様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

みやざき林業大学校長長期課程研修受講料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第20号

みやざき林業大学校長長期課程研修受講料の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例第3条第1項第370号の2に掲げるみやざき林業大学校長長期課程研修受講料（以下「受講料」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(受講料の徴収)

第2条 受講料の徴収は、各年度に係る受講料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、受講料の年額の2分の1に相当する額とする。

2 受講料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。

(受講料の免除)

第3条 知事は、研修生が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、受講料を免除することができる。

- (1) 経済的理由により受講料の納付が困難である場合
- (2) 研修の休止その他やむを得ない事情がある場合

2 前項の規定による受講料の免除を受けようとする者は、知事に当該免除の申請を行わなければならない。

(受講料の免除の額)

第4条 前条第1項の規定による受講料の免除の額は、原則として各期分の受講料について、その全額とする。

(受講料の徴収猶予等)

第5条 知事は、第3条第1項の規定による受講料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、当該免除の申請をした者に係る受講料の徴収を猶予するものとする。

2 第3条第1項の規定による受講料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して15日以内に、納付すべき受講料を納付しなければならない。

(受講料の還付)

第6条 条例別表第2の370の2の項備考の欄に規定する手数料に該当する受講料を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認める額とする。

2 前項に規定する受講料の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。

(受講料の免除の理由の消滅の届出)

第7条 第3条の規定により受講料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(受講料の免除の取消し)

第8条 知事は、第3条の規定により受講料の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。

(1) 受講料の免除を受けている年度の途中において当該免除の理由が消滅した場合

(2) 虚偽の申請その他の不正の手段により受講料の免除を受けた場合

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、受講料の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県規則第21号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成13年宮崎県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(信託業務に係る事業開始等の認可申請)</p> <p>第3条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、<u>法第11条第5項（法第87条第6項、第93条第4項及び第97条第5項において準用する場合を含む。）の規定による信託業務に係る事業を行うための認可を受けようとするときは、信託業務開始認可申請書（別記様式第1号）に漁業協同組合等の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第1条の2第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、<u>前項の認可を受けた信託業務の種類又は方法の変更の認可を受けようとするときは、信託業務変更認可申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>信託業務の種類又は方法の変更事項及び変更の理由を記載した書類</u></p> <p>（2）<u>信託業務の種類又は方法の変更を議決した理事会の議事録の謄本</u></p> <p>(信用事業規程の設定等の認可申請)</p> <p>第4条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、<u>法第11条の3第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業規程の設定の認可を受けようとするときは、信用事業規</u></p> | <p>(信用事業規程の設定等の認可申請)</p> <p>第3条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、<u>法第11条の4第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業規程の設定の認可を受けようとするときは、信用事業規</u></p> |

程設定認可申請書(別記様式第3号)に信用事業規程及び省令第2条第2項第1号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の3第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、信用事業規程変更(廃止)認可申請書(別記様式第4号)に命令第2条第2項第2号又は第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信用事業方法書の設定等の届出)

第5条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、命令第2条第3項の規定による信用事業方法書を設定、変更又は廃止するときは、信用事業方法書設定(変更、廃止)届出書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第6条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の4(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による組合員及び他の組合の組合員以外の者(以下「地方公共団体等」という。)に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、地方公共団体等に対する貸付最高限度認可申請書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) [略]

(信用供与等限度額を超える場合の承認申請)

第7条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の7第1項ただし書(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与限度額を超える場合の承認を受けようとするときは、信用供与等限度額の超過承認申請書(別記様式第7号)に命令第4条第7項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(特定関係者との取引等の承認申請)

第8条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の8ただし書(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特定関係者との取引又は行為を行うための承認を受けようとするときは、特定関係者との取引等承認申請書(別記様式第8号)に命令第5条の3に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(資源管理規程の設定等の認可申請等)

第9条 組合(漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。)は、法第15条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による資源管理規程の設定の認可を受けようとするときは、資源管理規程設定認可申請書(別記様式第9号)に水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号。以下「施行規則」という。)第1条の3第1項に掲

程設定認可申請書(別記様式第1号)に信用事業規程及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。)第5条第3項第1号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の4第3項(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、信用事業規程変更(廃止)認可申請書(別記様式第2号)に命令第5条第3項第2号又は第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信用事業方法書の設定等の届出)

第4条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、命令第5条第4項の規定による信用事業方法書を設定、変更又は廃止するときは、信用事業方法書設定(変更、廃止)届出書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第5条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の5(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による組合員及び他の組合の組合員以外の者(以下「地方公共団体等」という。)に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、地方公共団体等に対する貸付最高限度認可申請書(別記様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(5) [略]

(信用供与等限度額を超える場合の承認申請)

第6条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の11第1項ただし書(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与限度額を超える場合の承認を受けようとするときは、信用供与等限度額の超過承認申請書(別記様式第5号)に命令第16条第3項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(特定関係者との取引等の承認申請)

第7条 組合(漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。)は、法第11条の12ただし書(法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特定関係者との取引又は行為を行うための承認を受けようとするときは、特定関係者との取引等承認申請書(別記様式第6号)に命令第23条第1項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(資源管理規程の設定等の認可申請等)

第8条 組合(漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。)は、法第11条の2第1項(法第92条第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による資源管理規程の設定の認可を受けようとするときは、資源管理規程設定認可申請書(別記様式第7号)に水産業協同組合法施行規則(平成20年農林水産省令第10号。以下「施行規則」という。)第6条第1項に掲

げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。）は、法第15条の2第1項の規定による資源管理規程の変更の認可を受けようとするときは、資源管理規程変更認可申請書（別記様式第10号）に施行規則第1条の3第1項に掲げる書類及び同条第3項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 組合（漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。）は、施行規則第1条の4第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、資源管理規程廃止届出書（別記様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(共済規程の設定等の認可申請)

第10条 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第15条の3第1項（法第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の設定の認可を受けようとするときは、共済規程設定認可申請書（別記様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第15条の3第2項（法第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、共済規程変更（廃止）認可申請書（別記様式第13号）に次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(漁業経営条件欠格の届出)

第11条 漁業又はこれに附帯する事業を営む漁業協同組合が、法第17条第1項に規定する漁業又はこれに附帯する事業を営む条件を欠くに至ったときは、同条第3項の規定により漁業経営条件欠格届出書（別記様式第14号）を知事に提出しなければならない。

(子会社の認可申請)

第12条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）及び法第87条の3第3項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による子会社の認可の対象となる会社を子会社にするための認可を受けようとするときは、子会社認可申請書（別記様式第15号）に命令第9条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。）は、法第11条の2第1項の規定による資源管理規程の変更の認可を受けようとするときは、資源管理規程変更認可申請書（別記様式第8号）に施行規則第6条第2項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 組合（漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に限る。）は、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第3条第3項の規定による資源管理規程の廃止の届出をしようとするときは、資源管理規程廃止届出書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(共済規程の設定等の認可申請)

第9条 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第15条の2第1項（法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の設定の認可を受けようとするときは、共済規程設定認可申請書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第15条の2第2項（法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、共済規程変更（廃止）認可申請書（別記様式第11号）に次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(漁業経営条件欠格の届出)

第10条 漁業又はこれに附帯する事業を営む漁業協同組合が、法第17条第1項に規定する漁業又はこれに附帯する事業を営む条件を欠くに至ったときは、同条第4項の規定により漁業経営条件欠格届出書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。

(契約条件の変更に係る申出及び承認)

第11条 組合（漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の2第1項（法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による契約条件の変更の申出をしようとするときは、契約条件変更申出書（別記様式第13号）に施行規則第77条に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の11第1項（法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による契約条件の変更の承認を受けようとするときは、契約条件変更承認申請書（別記様式第14号）に施行規則第81条に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(子会社の認可申請)

第12条 組合（漁業協同組合、漁業生産組合及び水産加工業協同組合を除く。）は、法第87条の3第4項（同条第6項において準用する場合及びこれらの規定を法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第100条の3第6項の規定による子会社の認可の対象となる会社を子会社にするための認可を受けようとするときは、子会社認可申請書（別記様式第15号）に命令第32条第1項又は規則第90条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しな

(子会社の届出)

第13条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の2第8項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）及び法第87条の3第6項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をするときは、子会社届出書（別記様式第16号）に命令第10条の4第3項又は第4項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することの承認申請)

第14条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の3第2項（法第87条の4第2項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による基準株式数を超えて株式等を所有することについての承認を受けようとするときは、直ちに基準株式等超過承認申請書（別記様式第17号）に命令第10条の2第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員等の兼職又は兼業の認可申請)

第15条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、法第35条の2第1項ただし書（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による他の組合若しくは連合会又は法人の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、役員等の兼職（兼業）制限特例認可申請書（別記様式第18号）に命令第10条の3に掲げる書類を添えて、当該組合を経由して、知事に提出しなければならない。

なければならない。

(共済代理店、共済計理人及び子会社等の届出)

第13条 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第126条の2第1号の規定により共済代理店の設置又は廃止をしようとするときは、共済代理店設置（廃止）届出書（別記様式第16号）に施行規則第219条に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業協同組合、水産加工業協同組合及び共済水産業協同組合連合会に限る。）は、法第126条の2第2号の規定により共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したときは、共済計理人選任（退任）届出書（別記様式第17号）に、施行規則第220条に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第126条の2第3号から第11号の各号のいずれかに該当するときは、子会社等の届出書（別記様式第18号）を知事に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法第126条の2第3号から第5号までのいずれかに該当する場合 施行規則第221条に掲げる書類

(2) 法第126条の2第6号から第8号までのいずれかに該当する場合 施行規則第222条に掲げる書類

(3) 法第126条の2第9号から第11号までのいずれかに該当する場合 施行規則第223条に掲げる書類

4 組合（漁業生産組合を除く。）は、法第126条の2第12号に該当するときは、子会社等の届出書（別記様式第18号）を知事に提出しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 施行規則第224条第1項第18号に該当する場合 施行規則第224条第2項に規定する書類

(2) 命令第51条第1項第17号又は第18号のいずれかに該当する場合 命令第51条第4項に掲げる書類

(基準議決権数を超えて議決権を取得又は保有することの承認申請)

第14条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第17条の15第2項ただし書（法第87条の4第2項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を取得し、又は保有することになった部分の保有についての承認を受けようとするときは、直ちに基準議決権数超過承認申請書（別記様式第19号）に命令第35条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員等の兼職又は兼業の認可申請)

第15条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）を代表する理事並びに当該組合の常務に従事する役員及び参事は、法第34条の5第1項ただし書（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による他の組合若しくは連合会又は法人の常務に従事し、又は事業を営むことについて認可を受けようとするときは、役員等の兼職（兼業）制限特例認可申請書（別記様式第20号）に命令第38条に掲げる書類を添えて、当該組合を経由して、知事に提出しなければならない。

(定款変更の認可申請)

第16条 組合は、法第48条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書（別記様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、出資1口の金額を減少するために定款を変更しようとするときは、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) [略]

(2) 法第53条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(3) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことに関する監事の証明書

4・5 [略]

(信用事業の譲渡の届出)

第17条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業譲渡届出書（別記様式第20号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 信用事業の全部の譲渡を議決した総会の議事録の謄本

(2) 譲渡契約書の写し

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 法第54条の2第1項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことに関する監事の証明書

(5) 法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(6) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条の2第3項において準用する法第54条第2項に規定する手続を経たことに関する監事の証明書

(7) その他知事が必要と認める書類

(共済事業の譲渡等の届出)

第18条 組合（漁業協同組合及び水産加工業協同組合に限る。）は、法第54条の3第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第4項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとする

(定款変更の認可申請及び届出)

第16条 組合は、法第48条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更認可申請書（別記様式第21号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、出資1口の金額を減少するために定款を変更しようとするときは、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) [略]

(2) 法第53条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(3) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）に規定する手続を経たことに関する監事の証明書

4・5 [略]

6 組合は、法第48条第4項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、定款変更届出書（別記様式第22号）に第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(信用事業の譲渡又は譲受けの認可及び譲渡の届出)

第17条 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）は、法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により信用事業の譲渡の認可を受けようとするときは、信用事業譲渡認可申請書（別記様式第23号）に命令第43条第1項に掲げる書類を、信用事業の譲受けの認可を受けようとするときは、信用事業譲受け認可申請書（別記様式第24号）に命令第44条第1項に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合（漁業生産組合及び共済水産業協同組合連合会を除く。）

は、法第54条の2第7項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業の全部の譲渡の届出をしようとするときは、信用事業譲渡届出書（別記様式第25号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡契約書の写し

(2) 法第54条の2第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告をしたことに関する監事の証明書

(3) その他知事が必要と認める書類

(共済事業の譲渡等の届出)

第18条 組合（漁業協同組合及び水産加工業協同組合に限る。）は、法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出をしようとする

るときは、共済事業譲渡（共済契約移転）届出書（別記様式第21号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第54条の3第3項（法第96条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(5) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条の3第3項において準用する法第54条第2項に規定する手続を経たことに関する監事の証明書

(6) [略]

（設立の認可申請）

第19条 法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可を受けようとする発起人は、組合設立認可申請書（別記様式第22号）に法第63条第1項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

（解散の認可申請）

第20条 組合は、法第68条第2項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）又は第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可を受けようとするときは、組合解散認可申請書（別記様式第23号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、第3号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(4) [略]

（解散の届出）

第21条 組合は、法第68条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）若しくは法第91条の2第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、解散の日から7日以内に、組合解散届出書（別記様式第24号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

（合併の認可申請）

第22条 組合は、法第69条第2項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記様式第25号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第3号の書類のうち貸借対照表、第6号及び第7号の書類は必要としない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第69条第4項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条

るときは、共済事業譲渡（共済契約移転）届出書（別記様式第26号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 法第54条の4第3項（法第96条第3項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(5) 前号の公告及び催告について、債権者の異議がなかった場合においてはその旨の監事の証明書、債権者の異議があった場合においては法第54条の4第3項において準用する法第54条第2項に規定する手続を経たことに関する監事の証明書

(6) [略]

（設立の認可申請）

第19条 法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可を受けようとする発起人は、組合設立認可申請書（別記様式第27号）に法第63条第1項に規定する書類及び次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

（解散の認可申請）

第20条 組合は、法第68条第2項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）又は第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の認可を受けようとするときは、組合解散認可申請書（別記様式第28号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、組合員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、第3号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(4) [略]

（解散の届出）

第21条 組合は、法第68条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）若しくは法第91条第1項第3号及び第4号並びに第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたときは、解散の日から7日以内に、組合解散届出書（別記様式第29号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

（合併の認可申請）

第22条 組合は、法第69条第2項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可を受けようとするときは、合併認可申請書（別記様式第30号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第6号及び第7号の書類を、非出資組合であって、かつ、法第11条第1項第5号から第7号までの事業を行わないものにあっては、第6号及び第7号の書類並びに第3号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を必要としない。

(1)～(5) [略]

(6) 法第69条第4項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条

第5項、第100条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(7)・(8) [略]

2 組合は、合併による新たな組合の設立をしようとするときは、新設合併認可申請書(別記様式第26号)に前項に掲げる書類(第5号の書類を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(検査又は取消し請求)

第23条 組合員は、法第123条第1項の規定による業務又は会計状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(別記様式第27号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合員は、法第125条第1項(法第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、決議(選挙、当選)の取消請求書(別記様式第28号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(総会等招集の報告)

第24条 組合は、総会又は総代会を開催しようとするときは、開催の日の7日前までに、総会(総代会)招集報告書(別記様式第29号)を知事に提出しなければならない。

2 [略]

3 第1項の報告書の記載内容に変更があるときは、直ちに、総会(総代会)招集変更報告書(別記様式第30号)を知事に提出しなければならない。

(総会等終了の報告)

第25条 組合は、総会又は総代会を終了したときは、終了した日から7日以内に、総会(総代会)終了報告書(別記様式第31号)に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員についての報告)

第26条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から7日以内に、役員選挙(選任)報告書(別記様式第32号)に役員選挙録(選挙の場合に限る。)及び役員調書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合は、組合を代表する理事若しくは組合の常務に従事する役員に異動があったとき又は参事若しくは会計主任を任免したときは、当該異動又は任免の日から7日以内に、役員異動報告書(別記様式第33号)に理事会議事録の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

(事務引継ぎの報告)

第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において準用する法第53条第2項の規定による公告及び催告をしたことに関する監事の証明書

(7)・(8) [略]

2 組合は、合併による新たな組合の設立をしようとするときは、新設合併認可申請書(別記様式第31号)に前項に掲げる書類(第5号の書類を除く。)のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

(清算終了の届出)

第23条 法第85条の10の規定による届出をしようとする清算人は、清算終了の登記の完了した日から7日以内に、清算終了届出書(別記様式第32号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書

(2) 総会の承認を得た決算報告書の謄本

(3) 清算を承認した総会の議事録の謄本

(検査又は取消請求)

第24条 組合員は、法第123条第1項の規定による業務又は会計状況の検査を請求しようとするときは、検査請求書(別記様式第33号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合員は、法第125条第1項(法第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決議、選挙又は当選の取消しの請求をしようとするときは、決議(選挙、当選)の取消請求書(別記様式第34号)に請求理由書及び総組合員の10分の1以上の組合員の同意を得たことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(総会等招集の報告)

第25条 組合は、総会又は総代会を開催しようとするときは、開催の日の7日前までに、総会(総代会)招集報告書(別記様式第35号)を知事に提出しなければならない。

2 [略]

3 第1項の報告書の記載内容に変更があるときは、直ちに、総会(総代会)招集変更報告書(別記様式第36号)を知事に提出しなければならない。

(総会等終了の報告)

第26条 組合は、総会又は総代会を終了したときは、終了した日から14日以内に、総会(総代会)終了報告書(別記様式第37号)に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員についての報告)

第27条 組合は、役員を選挙し、又は選任したときは、当該選挙又は選任の日から14日以内に、役員選挙(選任)報告書(別記様式第38号)に役員選挙録(選挙の場合に限る。)及び役員調書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 組合は、組合を代表する理事若しくは組合の常務に従事する役員に異動があったとき又は参事若しくは会計主任を任免したときは、当該異動又は任免の日から14日以内に、役員異動報告書(別記様式第39号)に理事会議事録の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

第27条 組合は、組合を代表する理事の交替による事務引継ぎを終えたときは、直ちに、組合事務引継報告書（別記様式第34号）に引継書の写し及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

（業務報告書等の提出）

第28条 組合は、総会において業務報告書及び事業計画書の承認を得たときは、承認を得た日から14日以内に知事に提出しなければならない。

（組合員からの請求に関する報告）

第29条 組合は、組合員から次の各号に掲げる請求を受けたときは、直ちに、役員改選等請求報告書（別記様式第35号）に当該請求に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第42条第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による役員改選の請求
 - (2) 法第46条第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による参事又は会計主任の解任の請求
 - (3) 法第47条の3第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の請求
- （規約の設定、変更又は廃止の報告）

第30条 組合は、規約を定め、変更し、又は廃止したときは、規約の設定、変更又は廃止を行った日から7日以内に、規約設定（変更、廃止）報告書（別記様式第36号）に次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（事故の報告）

第31条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、事故報告書（別記様式第37号）に、その概況及び理由を記載し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（事業休止等の報告）

第32条 組合は、30日を超える期間にわたって事業の全部又は一部を休止しようとするときは、組合事業休止報告書（別記様式第38号）に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休止していた事業を再開したときは、組合事業再開報告書（別記様式第39号）に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

（登記完了の報告）

第33条 組合は、法第101条から第107条まで又は第109条の規定による登記を完了したときは、当該登記の完了した日から7日以内に、登記完了報告書（別記様式第40号）に当該登記に係る登記簿の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

（監査の報告）

第34条 組合は、監事の監査を受けたときは、監査が終了した日から10日以内に、組合監査報告書（別記様式第41号）に監事の意見書及び監査日現在の合計残高試算表を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産処分の方法の報告）

（業務報告書等の提出）

第28条 組合は、総会又は総代会において業務報告書及び事業計画書の承認を得たときは、承認を得た日から14日以内に知事に提出しなければならない。

（組合員からの請求に関する報告）

第29条 組合は、組合員から次の各号に掲げる請求を受けたときは、直ちに、役員改選等請求報告書（別記様式第40号）に当該請求に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 法第42条第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による役員改選の請求
 - (2) 法第46条第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による参事又は会計主任の解任の請求
 - (3) 法第47条の3第2項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による臨時総会の招集の請求
- （規約の設定、変更又は廃止の報告）

第30条 組合は、規約を定め、変更し、又は廃止したときは、規約の設定、変更又は廃止を行った日から14日以内に、規約設定（変更、廃止）報告書（別記様式第41号）に規約の設定、変更又は廃止を決議した総会又は総代会の議事録の謄本及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（事故の報告）

第31条 組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、事故報告書（別記様式第42号）に、その概況及び理由を記載し、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

（事業休止等の報告）

第32条 組合は、30日を超える期間にわたって事業の全部又は一部を休止しようとするときは、組合事業休止報告書（別記様式第43号）に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休止していた事業を再開したときは、組合事業再開報告書（別記様式第44号）に理由書及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

（登記完了の報告）

第33条 組合は、法第101条から第107条まで又は第109条の規定による登記を完了したときは、当該登記の完了した日から7日以内に、登記完了報告書（別記様式第45号）に当該登記に係る登記簿の謄本を添えて、知事に提出しなければならない。

（監査の報告）

第34条 組合は、監事の監査を受けたときは、監査が終了した日から10日以内に、組合監査報告書（別記様式第46号）に監事の意見書及び監査日現在の合計残高試算表を添えて、知事に提出しなければならない。

（財産処分の方法の報告）

第35条 組合は、法第75条第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分方法を定める総会の承認を得たときは、当該総会終了後7日以内に、組合財産処分方法報告書（別記様式第42号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

(連合会の理事会又は監事会の開催報告)

第36条 連合会は、理事会又は監事会を開催したときは、当該開催の日から7日以内に理事会（監事会）開催報告書（別記様式第43号）に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(連合会に対する組合に関する規定の準用)

第37条 第24条から第35条までの規定は、連合会について準用する。この場合において、「組合員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第35条 組合は、法第75条第1項（法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分方法を定める総会の承認を得たときは、当該総会終了後14日以内に、組合財産処分方法報告書（別記様式第47号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、非出資組合にあっては、第2号の書類のうち貸借対照表を必要としない。

(1)～(3) [略]

(連合会の理事会又は監事会の開催報告)

第36条 連合会は、理事会又は監事会を開催したときは、当該開催の日から14日以内に理事会（監事会）開催報告書（別記様式第48号）に議事録の謄本及び付議した議案等関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(連合会に対する組合に関する規定の準用)

第37条 第24条第1項及び第25条から第35条までの規定は、連合会について準用する。この場合において、「組合員」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第11条の3第1項」を「第11条の4第1項」に改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第4号中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に、「第11条の3第3項」を「第11条の4第3項」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第5号中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「第2条第3項」を「第5条第4項」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第6号中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に、「第11条の4」を「第11条の5」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第7号中「（第7条関係）」を「（第6条関係）」に、「第11条の7第1項ただし書」を「第11条の11第1項ただし書」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第8号中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、「第11条の8第1項ただし書」及び「第11条の8ただし書」を「第11条の12ただし書」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第9号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「第15条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第10号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「第15条の2第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同様式を別記様式第8号とする。

別記様式第11号中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に、「水産業協同組合法施行規則第1条の4第3項」を「水産業協同組合法施行令第3条第3項」に改め、同様式を別記様式第9号とする。

別記様式第12号中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に、「第15条の3第1項」を「第15条の2第1項」に、「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同様式を別記様式第10号とする。

別記様式第13号中「（第10条関係）」を「（第9条関係）」に、「第15条の3第2項」を「第15条の2第2項」に、「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第14号中「（第11条関係）」を「（第10条関係）」に、「第17条第3項」を「第17条第4項」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第12号の次に次の2様式を加える。

様式第13号 (第11条関係)

契約条件変更申出

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

水産業協同組合法第17条の2第1項 (法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて契約条件の変更を申し出ます。

添付書類

様式第14号 (第11条関係)

契約条件変更承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

水産業協同組合法第17条の11第1項 (法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて契約条件の変更の承認を申請します。

添付書類

別記様式第15号及び別記様式第16号を次のように改める。

様式第15号 (第12条関係)

子 会 社 認 可 申 請 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

下記会社を子会社にするための認可を受けたいので水産業協同組合法
第87条の3第4項
第87条の3第6項
第100条第1項
第100条第1項
第100条の3第

項

項において準用する第87条の3第4項

において準用する第87条の3第4項

の規定によ

において準用する第87条の3第6項において準用する第87条の3第4項

6項

り、関係書類を添えて申請します。

記

名 称

代表者

所在地

添付書類

様式第16号 (第13条関係)

共済代理店設置 (廃止) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

水産業協同組合法第126条の2第1号に該当しますので、関係書類を添えて届け出ます。

1 届出事由

2 添付書類

別記様式第43号を別記様式第48号とする。

別記様式第42号を別記様式第47号とする。

別記様式第41号を別記様式第46号とする。

別記様式第40号を別記様式第45号とする。

別記様式第39号を別記様式第44号とする。

別記様式第38号を別記様式第43号とする。

別記様式第37号を別記様式第42号とする。

別記様式第36号を別記様式第41号とする。

別記様式第35号を別記様式第40号とする。

別記様式第34号を削る。

別記様式第33号中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」に、「第26条第2項」を「第27条第2項」に改め、同様式を別記様式第39号とする。

別記様式第32号中「（第26条関係）」を「（第27条関係）」に、「第26条第1項」を「第27条第1項」に改め、同様式を別記様式第38号とする。

別記様式第31号中「（第25条関係）」を「（第26条関係）」に、「第25条」を「第26条」に改め、同様式を別記様式第37号とする。

別記様式第30号中「（第24条関係）」を「（第25条関係）」に、「第24条第3項」を「第25条第3項」に改め、同様式を別記様式第36号とする。

別記様式第29号中「（第24条関係）」を「（第25条関係）」に、「第24条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式を別記様式第35号とする。

別記様式第28号中「（第23条関係）」を「（第24条関係）」に改め、同様式を別記様式第34号とする。

別記様式第27号中「（第23条関係）」を「（第24条関係）」に改め、同様式を別記様式第33号とする。

別記様式第26号中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改め、同様式を別記様式第31号とする。別記様式第31号の次に次の1様式を加える。

様式第32号 (第23条関係)

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名 称

清算人氏名 ㊦

清算が終了しましたので、水産業協同組合法第85条の10の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 解散した漁業生産組合の名称
- 2 解散した日
- 3 清算終了の登記をした日

添付書類

別記様式第25号中「第 100条の 6 第 5 項」を「第 100条の 8 第 5 項」に改め、同様式を別記様式第30号とする。

別記様式第24号を別記様式第29号とする。

別記様式第23号中「第91条の 2 第 2 項」を「第91条第 2 項」に、「第 100条の 6 第 5 項」を「第 100条の 8 第 5 項」に改め、同様式を別記様式第28号とする。

別記様式第22号中「第 100条の 6 第 4 項」を「第 100条の 8 第 4 項」に改め、同様式を別記様式第27号とする。

別記様式第21号中「第54条の 3 第 4 項」を「第54条の 4 第 4 項」に、「第54条の 2 第 4 項」を「第54条の 2 第 7 項」に改め、同様式を別記様式第26号とする。

別記様式第20号を削る。

別記様式第19号中「第 100条の 6 第 3 項」を「第 100条の 8 第 3 項」に改め、同様式を別記様式第21号とする。

別記様式第21号の次に次の 4 様式を加える。

様式第22号 (第16条関係)

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

定款を変更したので、水産業協同組合法
第48条第4項
第86条第2項において準用する第48条第
第92条第3項において準用する第48条第
第96条第3項において準用する第48条第
第100条第3項において準用する第48条
第100条の8第3項において準用する第48

4項
4項 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
4項
第4項
条第4項

添付書類

様式第23号 (第17条関係)

信用事業譲渡認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

信用事業の 全部 第54条の2第3項
一部 を譲渡したいので、水産業協同組合法第92条第3項において準用する
第96条第3項において準用する
第100条第3項において準用す

第54条の2第3項
第54条の2第3項 の規定により、関係書類を添えて申請します。
る第54条の2第3項

添付書類

様式第24号 (第17条関係)

信用事業譲受け認可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

信用事業の ^{全部} を譲受けしたいので、水産業協同組合法 ^{第54条の2第3項}
_{一部} ^{第92条第3項において準}
^{第96条第3項において準}
^{第100条第3項において}

用する第54条の2第3項 の規定により、関係書類を添えて申請します。
用する第54条の2第3項
準用する第54条の2第3項

添付書類

様式第25号 (第17条関係)

信 用 事 業 譲 渡 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

信用事業の全部を譲渡したので、水産業協同組合法
第54条の2第7項 第92条第3項において準用する
第96条第3項において準用する
第100条第3項において準用す

第54条の2第7項 第54条の2第7項 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
第54条の2第7項

添付書類

別記様式第18号中「第35条の2第1項ただし書」を「第34条の5第1項ただし書」に改め、同様式を別記様式第20号とする。
別記様式第17号中「株式等」を「議決権数」に、「株式数等」を「議決権数」に、「第17条の3第2項」を「第17条の15第2項ただし書」に改め、同様式を別記様式第19号とする。
別記様式第16号の次に次の2様式を加える。

様式第17号 (第13条関係)

共済計理人選任 (退任) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名 印

水産業協同組合法第126条の2第2号に該当しますので、関係書類を添えて届け出ます。

1 届出事由

2 添付書類

様式第18号 (第13条関係)

子 会 社 等 の 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称及び代表者職氏名

印

水産業協同組合法第126条の2第 号に該当しますので、関係書類を添えて届け出ます。

1 届出事由

2 添付書類

※ 水産業協同組合法第126条の2第12号に該当する場合は、届出事由の欄に、水産業協同組合法施行規則第224条第1項又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項のうち、該当する号を併せて記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水産業協同組合法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の水産業協同組合法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | 改正後 | | | | |
|---|-------|--------|------------------|------------------|---|-------|--------|------------------|------------------|
| (工事の着手及び竣工の届出) | | | | | (工事の着手及び竣工の届出) | | | | |
| 第5条 [略] | | | | | 第5条 [略] | | | | |
| 第6条 削除 | | | | | 第6条及び第7条 削除 | | | | |
| 第7条 削除 | | | | | | | | | |
| (プレジャーボートとしての使用の許可を要しない船舶) | | | | | (プレジャーボートとしての使用の許可を要しない船舶) | | | | |
| 第18条の2 条例別表第1の2の表係留施設の項の規則で定めるものは、次に掲げる船舶とする。 | | | | | 第18条の2 条例別表第1の2の表係留施設の項の規則で定めるものは、次に掲げる船舶とする。 | | | | |
| (1)～(6) [略] | | | | | (1)～(6) [略] | | | | |
| (7) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第2条第2項に規定する遊漁船 | | | | | (7) 遊漁船 | | | | |
| (8)～(10) [略] | | | | | (8)～(10) [略] | | | | |
| 別表第1(第10条関係) | | | | | 別表第1(第10条関係) | | | | |
| 品 目 | 外航船舶 | | 外航船舶以外の船舶 | | 品 目 | 外航船舶 | | 外航船舶以外の船舶 | |
| | 岸壁使用料 | 物揚場使用料 | 岸壁使用料 | 物揚場使用料 | | 岸壁使用料 | 物揚場使用料 | 岸壁使用料 | 物揚場使用料 |
| 麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品 | [略] | | 1トン当たり 12円23銭 | 1トン当たり 10円99銭 | 麦、米、とうもろこし、豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品 | [略] | | 1トン当たり 12円45銭 | 1トン当たり 11円20銭 |
| 原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭 | [略] | | 1トン当たり 12円23銭 | 1トン当たり 10円99銭 | 原木、製材、樹脂類、木材チップその他林産品及び薪炭 | [略] | | 1トン当たり 12円45銭 | 1トン当たり 11円20銭 |
| 石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材(栗玉石を除く。)、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物 | [略] | | 1トン当たり 12円23銭 | 1トン当たり 9円77銭 | 石炭、鉄鉱石、金属鉱、石材(栗玉石を除く。)、原油、りん鉱石、石灰石、原塩及び非金属鉱物 | [略] | | 1トン当たり 12円45銭 | 1トン当たり 9円96銭 |
| 砂、砂利及び栗玉石 | [略] | | 1トン当たり 6円10銭 | 1トン当たり 3円67銭 | 砂、砂利及び栗玉石 | [略] | | 1トン当たり 6円22銭 | 1トン当たり 3円74銭 |
| 測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品 | [略] | | 1トン当たり 24円42銭 | 1トン当たり 18円32銭 | 測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品 | [略] | | 1トン当たり 24円87銭 | 1トン当たり 18円66銭 |
| 鉄道車両、完成自動車 | [略] | | 1トン | 1トン | 鉄道車両、完成自動車 | [略] | | 1トン | 1トン |

| | | | |
|--|-----|--------------------------|--------------------------|
| その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械 | | 当たり 61円10 銭 | 当たり 36円66 銭 |
| フェリー貨物 | [略] | 1トン 当たり 61円10 銭 | [略] |
| 重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料 | [略] | 1トン 当たり 24円42 銭 | 1トン 当たり 18円32 銭 |
| 紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品 | [略] | 1トン 当たり 18円32 銭 | 1トン 当たり 14円66 銭 |
| がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品 | [略] | 1トン 当たり 61円10 銭 | 1トン 当たり 48円87 銭 |
| 金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目 | [略] | 1トン 当たり 6円10 銭 | 1トン 当たり 3円67 銭 |

[略]

別表第1の2 (第10条関係)

[略]

(注) プレジャーボート係留用施設AからGまでは、別に定める。

別表第2 (第10条関係)

| 単位 | 金額 | |
|-------|---|--|
| 回航船舶 | 外航船舶以外の船舶 | |
| 1回につき | [次の式により算出した額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \times 441 + \\ \text{りの重油の時価} \end{array} \right. \right. \left. \begin{array}{l} 1 \text{ リットル当たり} \\ \text{のオイルの時価} \end{array} \right. \\ \times 2.25 + 9,160 \text{円} \left. \right] \times \text{回航に要した時間} \\ + 16,390 \text{円} \left. \right\} \times 1.08$ | |

別表第3 (第10条関係)

| 級地区分 | | 1級地 | 2級地 |
|-------|------------------|-------|-------|
| 公共貯鋳場 | 1平方メートル 1日につき | 5円37銭 | 4円29銭 |

[略]

別表第4 (第10条関係)

| 級地区分 | | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 |
|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 荷さばき | 1平方メ | 仮設工作物 | 68円 | 58円 | 42円 | 23円 |

| | | | |
|--|-----|--------------------------|--------------------------|
| その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械 | | 当たり 62円23 銭 | 当たり 37円33 銭 |
| フェリー貨物 | [略] | 1トン 当たり 62円23 銭 | [略] |
| 重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料 | [略] | 1トン 当たり 24円87 銭 | 1トン 当たり 18円66 銭 |
| 紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品 | [略] | 1トン 当たり 18円66 銭 | 1トン 当たり 14円93 銭 |
| がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品 | [略] | 1トン 当たり 62円23 銭 | 1トン 当たり 49円78 銭 |
| 金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目 | [略] | 1トン 当たり 6円22 銭 | 1トン 当たり 3円74 銭 |

[略]

別表第1の2 (第10条関係)

[略]

(注) プレジャーボート係留用施設AからGまでの施設区分は、別に定める。

別表第2 (第10条関係)

| 単位 | 金額 | |
|-------|--|--|
| 回航船舶 | 外航船舶以外の船舶 | |
| 1回につき | [次の式により算出した額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \times 441 + \\ \text{りの重油の時価} \end{array} \right. \right. \left. \begin{array}{l} 1 \text{ リットル当たり} \\ \text{のオイルの時価} \end{array} \right. \\ \times 2.25 + 9,160 \text{円} \left. \right] \times \text{回航に要した時間} \\ + 16,390 \text{円} \left. \right\} \times 1.1$ | |

別表第3 (第10条関係)

| 級地区分 | | 1級地 | 2級地 |
|-------|------------------|-------|-------|
| 公共貯鋳場 | 1平方メートル 1日につき | 5円47銭 | 4円37銭 |

[略]

別表第4 (第10条関係)

| 級地区分 | | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 |
|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 荷さばき | 1平方メ | 仮設工作物 | 69円 | 59円 | 43円 | 23円 |

| | | | | | | |
|------------|----------|---------|-------|--------|--------|--------|
| 地、野積場及び駐車場 | ートル1月につき | を設置する場合 | 43銭 | 4銭 | 78銭 | 21銭 |
| | | その他の場合 | 58円4銭 | 46円43銭 | 31円16銭 | 11円61銭 |

(注) 級地は、別に定める。

別表第5 (第10条関係)

| 級地区分 | | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 |
|----------------|------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| その他の工作物を設置する用地 | 1平方メートルにつき | 使用期間が1月以上の場合 | [略] | | | |
| | | 使用期間が1月未満の場合 | 68円43銭 | 58円4銭 | 42円78銭 | 23円21銭 |
| その他の用地 | 1平方メートルにつき | 使用期間が1月以上の場合 | [略] | | | |
| | | 使用期間が1月未満の場合 | 58円4銭 | 46円43銭 | 31円16銭 | 11円61銭 |

(注) 級地は、別に定める。

| | | | | | | |
|------------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 地、野積場及び駐車場 | ートル1月につき | を設置する場合 | 70銭 | 11銭 | 57銭 | 64銭 |
| | | その他の場合 | 59円11銭 | 47円29銭 | 31円74銭 | 11円83銭 |

(注) 級地の区分は、別に定める。

別表第5 (第10条関係)

| 級地区分 | | | 1級地 | 2級地 | 3級地 | 4級地 |
|----------------|------------|--------------|--------|--------|--------|--------|
| その他の工作物を設置する用地 | 1平方メートルにつき | 使用期間が1月以上の場合 | [略] | | | |
| | | 使用期間が1月未満の場合 | 69円70銭 | 59円11銭 | 43円57銭 | 23円64銭 |
| その他の用地 | 1平方メートルにつき | 使用期間が1月以上の場合 | [略] | | | |
| | | 使用期間が1月未満の場合 | 59円11銭 | 47円29銭 | 31円74銭 | 11円83銭 |

(注) 級地の区分は、別に定める。

別記様式第1号中

「 生年月日 」

を

「 生年月日 (和暦) 」

に、

「 明治・大正・昭和・平成
年 月 日 」

を

「 年 月 日 」に改める。

別記様式第28号の裏中「抜すい」を「抜粋」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定、別表第4の改正規定(同表の(注)の改正規定を除く。)並びに別表第5の改正規定(同表の(注)の改正規定を除く。)は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

